

保護者各位

家計急変により就学が困難な生徒に対する支援について

新型コロナウイルス感染症の影響から経済・雇用環境が大変厳しいものとなっております。

群馬県では家計が急変した場合において、下記のとおり生徒の就学機会確保のための支援策を設けております。

つきましては、家計急変により授業料や学校徴収金の支払いが困難となった場合は、事務室担当者まで連絡をお願いします。利用可能な制度や申請方法、納期限など個別にご相談いただけます。

記

○利用可能な支援制度（群馬県）

1、家計急変への授業料免除

高等学校等就学支援金受給対象外となった者のうち、保護者等の失職、倒産などの家計急変により収入が激減した世帯に対して行っています。

2、県教育文化事業団高等学校等奨学金（貸与型：緊急採用）

公益財団法人群馬県教育文化事業団が行う、父母の失職や破産、病気等による家計急変のため、就学が困難となった生徒を奨学生として緊急に採用します。無利子です。

3、その他の随時申請可能な奨学金など

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金）、群馬県生活福祉資金（教育支援資金）、群馬県勤労者教育資金、群馬県失業者緊急教育資金、佐藤交通遺児福祉基金等があります。

（申請者が直接申し込みを行う制度もあります。）

○連絡先（事務室担当者）

群馬県立渋川女子高等学校 奨学金担当

TEL 0279-22-4148

（お電話は、平日9:00～17:00にお願いします。）